

(資料7)

写

雇児職発第 0125001 号  
平成14年1月25日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
職業家庭両立課長

母子健康手帳の様式の改正に係る母性健康管理指導事項  
連絡カードの周知啓発について(協力依頼)

女性労働者の母性健康管理対策推進については平素より特段の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法第23条に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する医師等の指導事項が的確に事業主に伝達され、それに基づいて事業主が母性健康管理上の措置を適切に講じることができるようにするため、各都道府県労働局(以下「労働局」という。)を通じて母性健康管理指導事項連絡カード(以下「連絡カード」という。別添)の普及を図っており、貴職におかれましても各市区町村母子健康手帳配布窓口での配布等について御配慮いただいているところです。

この度、母子健康手帳の様式が改正され、平成14年1月15日付け雇児母発第0115001号「母子健康手帳の様式の改正について」により厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長から貴職あて通知されたとおり、母子健康手帳の任意記載事項の中に連絡カードの様式が記載されました。したがって、今後は連絡カード様式の普及促進に代わり、その適切な使用方法を働く妊産婦に周知していく必要があります。

つきましては、今後とも各市区町村の協力を得て連絡カードの周知啓発をすすめていきたいと思っておりますので、貴職が貴管内市町村を対象に実施する会議等において労働局が連絡カードの周知・広報を説明する時間の確保や、資料の配付等についての特段の御高配をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課と協議済みであることを申し添えます。

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主 殿

医療機関等名

医師等氏名

印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	--	------	---	-------	---	---	---

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指 導 項 目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業（入院加療）
妊婦貧血	Hb9g/dl以上11g/dl未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠中毒症	浮腫	軽症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	蛋白尿	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	高血圧	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	重症	休業（自宅療養又は入院加療）	

(裏)

症 状 等		指 導 項 目	標 準 措 置
妊 娠 中 に か か り や す い 病 気	静脈瘤 <sup>じゆうま</sup>	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	痔 <sup>し</sup>	症状が著しい場合	
	腰痛症	症状が著しい場合	長時間の立仕事、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	ぼうこう 膀胱炎	軽症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
重症		休業（入院加療）	
多胎妊娠（胎）			必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間に○を付けてください。）

1週間（月日～月日）	
2週間（月日～月日）	
4週間（月日～月日）	
その他（ ）	

4 その他の指導事項（措置が必要な場合は○を付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

〔記入上の注意〕

- (1) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。
- (2) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

### 指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

写

(別紙1及び2添付省略)

雇児職発第0125002号

平成14年1月25日

各都道府県労働局雇用均等室長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
職業家庭両立課長

母子健康手帳の様式の改正及び母性健康管理指導事項  
連絡カードの周知・広報について

母子健康手帳の様式の改正については、平成13年11月30日に「母子健康手帳に関する検討会」の報告がとりまとめられたところであるが、平成14年1月15日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第3号）」が公布されて平成14年度から使用される母子健康手帳の様式が決定し、別紙1のとおり各都道府県、政令市、特別区の母子保健主管部（局）長あて通知された。

この改正により、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「連絡カード」という。）の様式が母子健康手帳の作成例に記載され、連絡カード様式は任意記載事項ではあるものの、各市区町村が作成するほとんどの母子健康手帳に記載されると考えられることから、今後の連絡カードの周知・広報については下記のとおりとするので、各労働局雇用均等室（以下「室」という。）においてはこれにより実施されたい。

## 記

### 1 連絡カードの周知方法について

平成14年度より連絡カード様式がほとんどの母子健康手帳に記載されることから、従来各市区町村の協力により母子健康手帳配布窓口で配布していた女性労働者向けリーフレット及び連絡カード様式は配布しないこととし、今後女性労働者向けリーフレット及び連絡カード様式綴りは作成しないものであること。

今後、女性労働者に対しては、連絡カード様式の適切な使用方法の周知啓発に重点を置くこととするので、そのために作成する連絡カード周知ポスターを各市区町村母子健康手帳配布窓口、産婦人科医等医療機関窓口等に掲示してもらうことにより周知広報を図ることとしたこと。

なお、連絡カード様式入りリーフレットを新たに作成することとするので、求めがあった場合には女性労働者に、事業主、医療機関等に対しては、これまで同様様々な機会を捉えて配布すること。

## 2 各市区町村に対する周知及び協力依頼について

(1) 各労働局においては、各市区町村に対して上記1の連絡カードの広報方法の変更について周知するとともに、ポスター掲示による広報について引き続き協力を依頼し、併せて連絡カードについての問い合わせがあった場合は室を教示してもらう等円滑な対応への配慮を依頼すること。

(2) 各市町村への働きかけの方法として、都道府県母子保健主管部局が管内各市町村母子保健担当を集めて行う会議（母子健康手帳改正についての説明会を予定している都道府県においてはその説明会、あるいは次年度の母子保健事業について説明するための定例会議等）において周知及び協力依頼すること等が考えられる。これらを踏まえた上、都道府県、政令市、特別区の母子保健主管部局と連携し、できる限り効率的に周知及び協力依頼を行うこと。

なお、周知広報については、各都道府県、政令市、特別区母子保健主管部（局）長あてに別紙2のとおり協力依頼を通知しているので申し添える。

## 3 ポスター及びリーフレットの配付について

上記1の連絡カード周知ポスター及び連絡カード様式入りリーフレットについては3月初めを目途に各労働局に配布する予定である。

配布についての詳細は別途指示する。